

令和4年度 入学生

分校舎高等部病弱重複障害学級（G－1課程） 通学生徒：東佐賀病院

佐賀県立中原特別支援学校分校舎

区分		学年	1年	2年	3年
各教科等の指導	各学科に共通する各教科	国語	0 ( 70 )	0 ( 70 )	0 ( 70 )
		社会	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
		数学	0 ( 70 )	0 ( 70 )	0 ( 70 )
		理科	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
		音楽	0 ( 70 )	0 ( 70 )	0 ( 70 )
		美術	0 ( 70 )	0 ( 70 )	0 ( 70 )
		保健体育	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
		職業	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
		家庭	0 ( 35 )	0 ( 35 )	0 ( 35 )
	特別の教科 道徳	0 ( 20 )	0 ( 20 )	0 ( 20 )	
	総合的な探究の時間	35	35	35	
	特別活動	0 ( 15 )	0 ( 15 )	0 ( 15 )	
	自立活動	315 ( 210 )	315 ( 210 )	315 ( 210 )	
	小計	350 ( 700 )	350 ( 700 )	350 ( 700 )	
たを各指導科等	日常生活の指導	210	210	210	
	生活単元学習	490	490	490	
	小計	700	700	700	
合 計			1050	1050	1050

※学校教育法施行規則第130条第2項による。

※特別支援学校高等部学習指導要領（H31年2月告示）第1章第2節第8款の3(2)、4(1)及び6による。

令和4年度 入学生

分校舎高等部病弱重複障害訪問教育学級（G－2課程）

病棟内訪問教育生徒：東佐賀病院

佐賀県立中原特別支援学校分校舎

区分		学年	1年	2年	3年
各教科等の指導	各学科に共通する各教科	国語	0 ( 20 )	0 ( 20 )	0 ( 20 )
		社会	0 ( 5 )	0 ( 5 )	0 ( 5 )
		数学	0 ( 10 )	0 ( 10 )	0 ( 10 )
		理科	0 ( 5 )	0 ( 5 )	0 ( 5 )
		音楽	0 ( 20 )	0 ( 20 )	0 ( 20 )
		美術	0 ( 10 )	0 ( 10 )	0 ( 10 )
		保健体育	0 ( 5 )	0 ( 5 )	0 ( 5 )
		職業	0 ( 10 )	0 ( 10 )	0 ( 10 )
		家庭	0 ( 10 )	0 ( 10 )	0 ( 10 )
	特別の教科 道徳	0 ( 3 )	0 ( 3 )	0 ( 3 )	
	総合的な探究の時間	0	0	0	
	特別活動	0 ( 2 )	0 ( 2 )	0 ( 2 )	
	自立活動	105 ( 75 )	105 ( 75 )	105 ( 75 )	
	小計	105 ( 175 )	105 ( 175 )	105 ( 175 )	
たを各指導科等	日常生活の指導	70	70	70	
	生活単元学習	105	105	105	
	小計	175	175	177	
合 計			280	280	280

※学校教育法施行規則第130条第2項による。

※特別支援学校高等部学習指導要領（H31年2月告示）第1章第2節第8款第5(1)(2)及び6による。

令和4年度 入学生

分校舎高等部病弱重複障害・知的障害訪問教育学級（G－3課程）

施設等訪問教育生徒：若楠療育園ほか  
佐賀県立中原特別支援学校分校舎

区 分		学 年	1年	2年	3年
各教科等の指導	各学科に共通する各教科	国語	0 ( 15)	0 ( 15)	0 ( 15)
		社会	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)
		数学	0 ( 10)	0 ( 10)	0 ( 10)
		理科	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)
		音楽	0 ( 10)	0 ( 10)	0 ( 10)
		美術	0 ( 10)	0 ( 10)	0 ( 10)
		保健体育	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)
		職業	0 ( 15)	0 ( 15)	0 ( 15)
		家庭	0 ( 15)	0 ( 15)	0 ( 15)
	特別の教科 道徳	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)	
	総合的な探究の時間	0	0	0	
	特別活動	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)	
	自立活動	70 ( 40)	70 ( 40)	70 ( 40)	
	小計	70 (140)	70 (140)	70 (140)	
たを各指 導を科 等	日常生活の指導	35	35	35	
	生活単元学習	105	105	105	
	小計	140	140	140	
合 計			210	210	210

※学校教育法施行規則第130条第2項による。

※特別支援学校高等部学習指導要領（H31年2月告示）第1章第2節第8款の5(1)(2)及び6による。